

## 花巻市市民参画・協働推進委員会（第10回）【記録】

日 時 平成21年6月1日（月）午後1時30分～3時30分  
場 所 花巻市役所本館3階 委員会室  
出席者 委員11名（欠席4名）  
内 容 1 開 会  
2 あいさつ  
3 協 議  
（1）参画しくみについて  
（2）市民参画の運用の評価について  
（3）その他  
4 閉 会

議 長 　　ただ今から花巻市市民参画・協働推進委員会の第10回の会議を始めます。できるだけ皆様方から具体的なご意見を頂戴しながら答申案のほうにまとめていきたいと思っておりますのでよろしくご協力をお願いいたします。それでは協議に入る前に事務局のほうに一般市民の方々等から何か寄せられているものがございましたらご紹介をお願いいたします。

事務局（阿部市 市民協働・男女参画推進課長） 以下、阿部課長 市民の方から寄せられている意見が2件ございます。ご紹介させていただきます。1点目ですけれども、この会議のルールをもう一度確認していただきたい。という内容でございました。例えば、委員さんが発言中に割り込んで発言しているような場合があるということで、発言をする委員の方は挙手をし、委員長さんのほうから指名されてから発言するようにしたほうがいいんじゃないかということで1件ございます。なお、会議のルールに関連いたしまして、従前から実施しておりますけれども、傍聴要領につきまして、参考に添付させていただいておりますので確認をお願いしたいと思います。それからもう1点のご意見ですけれども、参画方法の事前公表の方法につきまして、視覚の障害などで情報を得ることが困難な方へ情報提供がスムーズに行くように加味した公表の方法であって欲しいといった意見。以上、2件が市民の方から寄せられております。

議 長 　　はい。ありがとうございました。では、今の意見も踏まえながら会を進めて参りたいと思います。なお、この会の進め方そのものについてのご意見も寄せられておりますので、基本的な事でございますので、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。それでは協議に入る前に前回の話し合いの中身、まとめ等も含めて資料を作っていたいておりますので、事務局のほうから事前に説明をお願いいたします。

阿部課長 　　それでは事前に配布してございます資料につきまして、ご説明させていただきます。前回協議いただきました部分について、記載してございますので確認をお願いしたいと思います。まず、7ページをお開きいただきたいと思います。5番の（2）手法の具体的な運用ということで、6点目として⑥とかいてありますが、上記のほかパブリック・インボルブメントなど適切と判断される方法ということで決定していただいておりますので、ここに記載してあります。それから、パブリック・インボルブメントの説明をこの下に加えてあります。次に8ページをお開きいただきたいと思います。（3）の参画方法の事前公表につきましては、事前公表する内容として①から⑤までの内容にするということで協議いただきました。①として、計画・条例等の区分。②といたしまして、対象事項の名称。③といたしまして、対象事項の内容。④といたしまして、

参画の手法。それから⑤といたしまして、実施時期及び担当部署という5点でございます。なお、③の対象事項の内容につきましては、できるだけ分かり易く記載するということのでございましたので、その部分を付け加えてございます。また、事前公表する際の方法でございますけれども、①から⑤まででございます、①が振興センターでの閲覧又は配布及びコミュニティ会議への情報提供でございます。それから②といたしまして、担当窓口での閲覧又は配布。③といたしまして、市の広報紙への掲載。④といたしまして、公式ホームページへの掲載。⑤といたしまして、そのほか効果的に周知できる方法ということで記載してございます。次に9ページをお開きいただきたいと思っております。大きな5番、参画のしくみの(4)の行政評価への市民参画の部分でございますけれども、こちらにつきましては右側のほうに前回の委員会では出されました意見、これを記載してございますのでご確認をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長 はい。ありがとうございます。それでは前回の内容を確認していただきました。何かありますか。

丸山委員 皆さん無ければ。しつこく言うわけじゃないんですけど、7ページの参画の仕組みの6、上記のほかパブリック・インボルブメントなど適切と判断される方法。右のほうに市民提案プロジェクトとか市民会議やコンセンサス会議が意見として出てますけど、これは答申案のほうにその他として載せるべきことなんじゃないですか。この間、私はそう解釈したんですけど。要するに1、2、3、4、5まではナンバリングしますよと。6以降、その他に関しては「など」で併記するんだよということだから了解したつもりですが、これだと市民会議も意見聴取も市民提案プロジェクトもネグレクトされちゃいますね。単なる意見として。これはおかしいんじゃないですか、まとめ方として。

議長 はい。という意見ですが、ほかの委員も皆さんはいかがですか。

丸山委員 2点あるんですけど1点ずつでいいですか。もう一ついいですか。

議長 まず、この部分で。パブリック・インボルブメントなどという表し方をしていますが、そのほかの分もこの「など」の内容として入れたほうがいいという意見ですね。

丸山委員 ええ。そうじゃないと消えてしまうんで。

議長 はい。委員の皆さんいかがでしょうか。

赤津委員 そのとおりに理解してました。前回ですね。

丸山委員 だと思います。それで一応、協調が取れたんだろうなと解釈してます。

議長 例えばこの下に「など」の内容としてこの四つを挙げた場合に、もしそのほかのものが想定される場合はどうしますか。

丸山委員 それは「など」という意味は正に「など」という意味でそれなどだから、A、B、CなどとすればA、B、CだけではなくてE、F、G、Hというのも含みのあるのが「など」という言葉じゃないんですか。A、B、Cだけが「など」なわけではなくて、アルファベットA、B、CなどというときにはA、B、C、D、E、F、G、Hも想

定されるから「など」が付いている訳で、その他A、B、Cであれば「など」はいりませんが。

議 長 　　そういう意味であれば、パブリック・インボルブメントなどでそのほかのものも含められるのではないかという感じがするんですが、いかがですか。

丸山委員 　　ちょっと待ってください。まったく解釈が違うんですよ。要するにこの間、女性の話したけど、1位綾瀬はるか、2位・・・、要するに「など」に全然入ってきてないじゃないですか。逆になぜ消すんですか。

議 長 　　入ってもいいとは思いますが、また同じことになるかなど。

丸山委員 　　じゃあ市民会議という言葉はどこで出てくるんですか。

議 長 　　例えばこの、上記のほかパブリック・インボルブメントなど、ここの表現はこのままでということですね。その下にこの「など」の内容として四つを併記すると。そして最後は「など」と。「など」の中にまた「など」を入れると。

丸山委員 　　それならいいですよ。何ら問題じゃないじゃないですか。

佐藤（藤）委員 　　あときは「など」が一般の市民が分からない部分で、何があるか分からないのではないかということで、その内容をここに載せるというふうに理解してたので、こういうのがありますよって事を皆さんにお知らせするためにも入れたほうがいいんじゃないかなと理解してます。

赤津委員 　　考え方はですね、正に今言ってることでいいと思うんですが、これをどう表現しようかってことで議論になっていると思うんですけども。いわゆるこれでは読めませんからというか、今みたいな部分をどう書くかと。そういうことなんでしょ。

丸山委員 　　勿論そのとおりです。右側の意見の中に書かれているから、これはあくまでも正式な答申文じゃないですから。答申文の中のほうにこの項目、要するに言葉が入っていればいいというだけなんです。それだけです。私言っているのは。それを「など」と言おうが併記しようが。本来なら前回言いましたけど、コンセンサス会議とパブリック・インボルブメントなどは非常にレベルが違うから順番を考慮して欲しいということ言ったんですけど、まあそれは皆でいいんじゃないかってことになったから、一応、併記で結構ということで、文言としては答申のほうに是非入れてください。そうでないと前回の意見と狂っちゃいます。

議 長 　　はい。わかりました。ほかの委員さん方いかがですか。

高橋委員 　　そうしますと、「など」という表現の中にこういうのがありますよという表示の仕方でもいいんじゃないかなと思います。

議 長 　　というと、パブリック・インボルブメントの下の意見ですね、この四つ併記して「など」としますか。併記だけで終わり。

丸山委員 　　そのへんは行政文書、事務局の良識にお任せすればいいんじゃないですか。一般論ですから。

議 長 はい。今の話し合いの内容を加味していただいて適切な表現でお願いしたいということで工夫していただきたいと思います。ありがとうございます。

丸山委員 ほかの方がなければもう1点ございます。

議 長 ほかにないでしょうか。なければ丸山委員。

丸山委員 先ほど市民の方からの意見としてありましたが、障がい者の方への配慮ということで、8ページの事前公表。ここで公表する内容1～5とあって、事前公表する方法、振興センター、窓口、市の広報、公式ホームページで、5番にそのほか効果的に周知できる方法ということで入っているのだという解釈ができるかもしれないけど、やはり敢えて条例上、あまねく市民が平等・公平に市の行政サービスを受けるのであれば、5番目に特記して、各障がい者っていうのは表現がどうかと思うんだけど、障がい者に対しても十分、必要情報が周知できる方法をとるといような文言が入った上で、6番目にその他効果的な方法というのであれば完璧だと思うんですけど。やはりどうしても障がい者、障がい者って、障がい者年とか、協働参画、協働と言いながら、非常に遅れてることは事実だと思うんですよ。ですから今回仕組みを作るときにはやはり積極的にそういう条項は入れるべきだろうと思っております。以上です。

議 長 今のご意見は色々な障がいにも対応できるように、いわゆる特記する。

丸山委員 ええ、適切な情報が届くように配慮する。最低限それぐらいの文言だろうなとは思いますが。その手段・方法は大変だと思いますよ。ちゃんとリストアップしてどういう地域にどういう方が居て、ある施設にそれを配布すればいいのか、それとも動けない方に関しては個人のお宅に担当者が情報を伝えるのか、コミュニティ会議が情報を持っていくのか、そのシステムは別にして、ポリシーとすればそういうことが必要だろうと思います。

議 長 はい。ほかの委員さん方がでしょうか。

(賛成の声あり)

議 長 それでは、表記の仕方については配慮しなければならない部分が出てくるかと思えますので、ここも事務局のほうで今の会の趣旨を取り入れていただいて適切に表現していただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。それでは今日の中心となるかと思いますが、この後、施策の評価の部分と市民参画の運用の評価の部分の事前と事後、この部分に焦点をあてて進めて参りたいと思います。前回、行政評価の部分については現在の市のほうで進めている状況を分かった上で、付け足したり、あるいは具体的な表現にしたりとか、そういう表現の方法を考えてやったほうがいだろうというお話になっておりました。それでは現在進めている行政評価について事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

企画調整課 阿 行政評価を担当しております企画調整課の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。行政評価の説明をさせていただきます前に、行政評価と花巻市総合計画との関わりについて若干ご説明をさせていただきます。それでは、まず花巻市総合計画概要版の1ページ目をお開きください。下の部分に総合計画の体系図があります。総合計画は、平成19年度を初年度とする「基本構想・基本計画」と、毎年向こう3カ年の見直

しを行う「実施計画」で構成しています。総合計画の政策体系は、将来都市像・基本理念、政策、施策、基本事業、事務事業というツリー構造になっております。まちづくりの目標である将来都市像「早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトーブはなまき」を掲げ、まちづくりの基本理念として「強くて優しいまちづくり」「市民参画・協働のまちづくり」を市のまちづくりの基本的な姿勢として掲げており、これらを実現するための手段として、6つの政策があります。また、この6つの政策の目標を実現するための手段として31の施策を掲げ、施策の目標を達成するための手段として基本事業、事務事業が施策の下にぶら下がる形になっております。総合計画の進行管理は、行政評価により「計画」「実施」「評価」のサイクルを確立しながら、進行管理を行うこととしており、行政評価は、市総合計画の体系にあります。政策、施策、事務事業の段階でそれぞれ評価を行っております。つまり、行政評価は、総合計画の進行管理を行うツール（道具）として活用するものでございます。それでは、次の資料の「行政評価システムの全体像」をご覧ください。先ほども説明いたしました、行政評価の流れは、「計画（企画）」「実施」「評価」の3つに分かれております。計画の部分につきましては、「基本構想・基本計画」、その方針を具体化するための「実施計画」となります。計画に基づいて「事務事業を実施」し、その結果を把握して事務事業評価、施策評価、政策評価を行います。こうした政策、施策、事務事業の各段階の評価結果によって、総合計画の進行管理や実施計画への反映がなされる仕組みとなっております。それでは事務事業評価についてご説明いたします。資料の事務事業マネジメントシート（事後評価用）をご覧ください。一例として「市民講座等開催事業」のマネジメントシートを配布させていただきました。このシートは、19年度の振り返りを20年度に行ったものです。事務事業評価は、実施計画に掲載している主要事業の進行管理及び次期実施計画（案）の策定を行うため、継続実施している主要事業及び新規事業を対象に担当者が作成し、1次的に担当課長、2次的に担当部長が評価を行います。事務事業につきましては、このマネジメントシートに基づいて評価を行い、今後の事業の方向性について検討を行います。マネジメントシート1枚目の上の部分の事務事業名の下欄に総合計画体系の欄がありますが、この事務事業は、「政策4 地域で支える子育てと教育のまちづくり」の施策「豊かな心を育む生涯学習の推進」の下にぶら下がる事務事業であることを表しています。評価の方法につきましては、まず目的と結果の把握を行います。マネジメントシート1枚目の下の部分「(2) 事務事業の目的と指標」をご覧ください。ここでは、どのような活動を行い（手段）、誰（対象）をどのように変えるのか（意図）、そしてどんな結果に結びつけるのか（結果）という目的と、これらに対応する指標をあらかじめ設定します。これらの設定した目的と指標について、前年度の実績値を把握します。その数値を年度ごとに表示したものが、次のページの表になります。こうした前年度の結果をもとに3ページにある「3 評価の部」の項目順に評価を行います。事務事業評価の視点としては、目的妥当性、有効性、効率性、公平性の4つの視点で行います。目的妥当性につきましては、目的が政策体系に結びつくか、行政や市が関与すべき目的か、対象と意図を見直す必要はないかを評価します。有効性につきましては、成果向上の余地があるか、廃止・休止した場合の影響はあるか、同じ目的をもつほかの事務事業との統廃合、連携は可能かどうかを評価します。効率性につきましては、成果を低下させずにコスト削減できるか、どこにコスト圧迫、増大の要因があるかを評価します。公平性につきましては、一部の受益者に偏っていないか、納得が得られる負担となっているかを評価します。評価結果に「見直し余地あり」があった場合は、どのように改善していくのか、その改革改善案の検討を行い、その方針を今後の方向性に反映させ、次年度に取り組むこととなります。次に施策評価について説明いたします。施策評価は、資料の施策マネジメントシートをご覧ください。これは、「施策4-5 豊かな心を育む生涯学習の推進」のシートで、「政策4 地域で支える子育てと教育のまちづくり」の下にぶらさがる施策

となります。マネジメントシートにもありますように、施策の主管課長名、関係課名が記載されております。各施策とも施策の主管課長を中心に、関係課長で構成する専門部会において評価を行います。評価の方法としましては、総合計画策定時に設定しました成果指標について前年度の実績値を把握し、目標値に対してどうだったのかを評価します。この施策の成果指標は、「学習テーマを持って日頃学習に取り組んでいる市民の割合」と設定しています。これは、毎年4月から5月にかけて実施しております、まちづくり市民アンケートの設問に設定しており、この結果を成果指標の実績値としております。成果指標の実績値を踏まえて次のページの中ごろの「5 施策の成果水準の振り返り」、「①施策の目標達成度」の部分をご覧ください。目標に対して実績値がどうだったのか、この施策の場合は目標の16%を上回る18.2%であり、目標値を上回っていることから、「目標値より高い実績値であった」と評価しております。また、その評価の根拠となる理由についても分析を行います。同様に県内13市との比較を行うほか、総合計画基本計画に掲げている平成22年度の間目標値の達成見込について、現状の取り組みの延長で目標達成が可能かどうかについても評価を行います。こうした評価を踏まえて、施策の課題を整理するほか、上半期の振り返りを行い、次年度の施策の方針に反映させていきます。施策目標達成度評価の結果につきましては、資料の「施策目標達成度評価結果一覧表の項目について」にまとめております。施策「4-5 豊かな心を育む生涯学習の推進」につきましては、7ページをご覧ください。左から施策名、★の印は、この施策で最も重要な指標を示すものです。この施策の場合は、指標が一つですが、他の施策の場合、複数の指標がありますので、その中でもっとも重要な指標であることを示すものでございます。つづいて指標名、前年度実績、19年度の目標値、実績値、達成状況があります。達成状況につきましては、これは実績値÷目標値で単純に算出したものです。この値は、最初のページの右側の評価区分をごらんいただきたいと思えます。達成状況が1.14でしたので、この表にあてはめると、4の目標値より高い実績値であったとしております。先ほどのマネジメントシート目標達成度も同じ考え方でございます。そのほかの施策につきましても、このように政策体系ごとに31施策の評価結果を一覧表に整理しております。この評価結果は、次に説明いたします、政策評価に関連してまいります。次に政策評価についてご説明します。次の資料「施策優先度評価区分」という資料をご覧ください。この評価は、全庁的な観点から、施策の今までを振り返り、どの施策がまちづくりに貢献したかを明らかにし、その結果次年度に優先的に取り組むべき施策を明らかにするもので、副市長以下部長層による全庁的な視点で評価を行います。施策優先度評価には、3つの視点があり、一つは、先ほど説明しました「施策目標達成度」をもとにしています。もう一つは、成果実績に対する「市の役割発揮度」です。これは、施策の成果の向上を図る際に、市としてどれだけ役割をはたしてきたか、国・県との役割分担や、住民や事業所との役割分担からどのように特徴づけられるか、施策の成果に対する市の役割がどうだったのかを施策ごとに振り返りを行うものです。資料右の表をごらんください。まず、施策目標達成度と役割発揮度の結果によって次年度の施策の成果面を向上させるのか、維持させるのか縦軸の方向性を決めていきます。施策目標達成度（昨年度の振り返りの結果）が高ければ、維持する方向となり、低ければ、向上させる方向となります。また、役割発揮度、市の役割が大きいものについては、成果向上の要素となります。例えば、施策の目標達成度が低く、市の役割発揮度が高ければ、成果を向上させる方針となります。これは、成果が上がっていない施策、また、市の関わりが大きいものであればあるほど、重点的に成果を向上させる必要があるというものです。逆に、成果が上がっている施策で市の関わりが小さいものについては、施策の成果面は維持の方向になります。もう一つの視点として「コスト削減優先度」があります。これは、重点施策には重点投資をしながらも、全体の事業費を総枠で抑えるためにどの施策を抑えるかを明らかにするためのものです。施策貢献度評価結果により

「施策の成果面」の方向性を決めてから、施策ごとのトータルコストによって施策を「重点投資・増加」「従来水準を維持」「従来水準以下に削減」の三つに振り分けていきます。横軸の「重点投資・増加」は、施策のトータルコストが大きくないもの、「従来水準を維持」はトータルコストが中程度のもの、「従来水準以下に削減」はトータルコストが大きいものとして区分します。これにより、縦軸の「施策の成果面」、横軸の「施策コスト」から判断して機械的に整理したあと、経営層による議論を加えた結果が、裏面の「施策優先度評価結果」となります。施策優先度評価の結果につきましては、5つの基本方針に分類しております。A 予算増で成果向上、B 予算維持で成果向上、C 予算減で成果向上、E 予算維持で成果維持、F 予算減で成果維持、この結果を踏まえまして、次年度の施策ごとの方針を策定する形となります。空欄となっているD欄は、「予算増で成果を維持」するものが対象になるわけですが、予算を増やして成果を維持するのは、あまりにも非効率的で、ここに施策があてはまってはならないものであることから空欄となります。こうした評価の結果を踏まえ、次年度の方針・実施計画に反映させ、総合計画の着実な実施を行うとともに、評価による事務事業の改善を行うことにより効率的な行財政運営を図ろうとするものでございます。行政評価につきましては、平成18年度からコンサルの支援を受け、昨年度でひとおりのサイクルを学んだ形になります。本年度から花巻市版の行政評価をつくりあげていくこととなりますが、まだ確立されたものではなく、本年度の実施を振り返り、改革改善をしながら、より実効性のあるシステムに作り上げていきたい、そう存じております。外部評価につきましても、実施している自治体によってもさまざまな取り組みをしており、花巻市としてどのような方法がいいのか、正直なところ模索しているところでございます。しかしながら、外部による評価という視点の必要性も感じております。他市の状況を見ますと事務事業評価から参画していただくような形で段階的に実施しているところもあるように見受けられます。さまざまな事例を参考にしながら、実施に向けて検討をしてまいりたいと存じます。以上で行政評価につきまして説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。二つの事業を挙げながら具体的に説明していただきましたが、何かご質問等ありましたら伺いたいと思います。

丸山委員

皆さんになれば。コンサルに頼んで平成18年から平成20年でやられたということでしたが、条例施行されたのは去年ですよ。その中に行政評価は市民参画で行うという23条があるわけで、例えば18年に想定されたこの評価システムには今の条例は無かったわけですよ。正確に言えば19年度まで。それで20年になって行政評価システムの中に条例上、市民参画でやらなければならないという条項が入ったわけで、その条項が入ったことによって、このシステム自体が変化したのかしないのか。もしもその条例ができたのに単なるコンサルのやってきた道順でやっと20年度にまとめ上げて、これから精査しながら進めていくんだよということであれば、残念ながら市民参画というものが、まだ今年もほとんど加味されないで進んでいくだろうと思われるんですね。それで今、説明された中に、あくまでもこれはほとんど内部評価、行政内部評価の仕組みだろうと思うんですよ。細かいこと言うといろいろ問題があるんだけど、それは今、中身に関しては言いません。ですが、現在のシステムの中に市民参画がどういう状況であるのか。それから条例施行後、少なくとも今年度、コンサルどうのこうのじゃなくて、新たにどういう形で市民参画の手続き、手法を取り入れようとなさっているのか。その2点、質問です。ついでに言っておきますと、これは質問じゃなくてお願いなんですけど、この施策優先度評価区分という紙の裏側に、施策優先度評価結果というのがあって、この左下、予算増で成果向上は当たり前で、維持されてるものが空白になっているということが書かれているんですけど、これちよっ

ととんでもない解釈だと思うのは、今の医療制度というのは、予算をどんどん減退させていくからどんどん医療システムが劣悪化してきてるわけで、予算を増やさなければ現状すら維持できない、そういう事業もあるはずなんですよ。だから、これは単なる機械的に予算を増やしたから現状を維持するもの、これは評価の外であるよという解釈は大きな間違いだと思います。これは意見です。質問は最初の2点です。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。それでは事務局でご説明をお願いします。

市村企画調整課  
長補佐 もう一度お願いします。

丸山委員

1点目はですね、平成18年から平成20年の間で今のシステムを作られたとおっしゃってた。ということは今年、平成21年ですから、平成20年には条例が施行されているわけですよ。それで、18年度からコンサルに頼んでこのシステムを作られたと言うんだけど、少なくとも20年度には条例ができてるんであれば、市民参画の手続き、市民参画の手法、市民を入れて評価しなければならないという条例ができたことを多少考慮されていたのかということ。それから、今年度21年はもうすでに施行後2年経つわけで、コンサルと一緒に作ったのが平成20年で完成したから、それをとりあえず実施してみて、問題点を抽出するんだというのではあまりにもお粗末ではないかと。やはり平成21年度であれば、ちゃんとどこかに市民参画の仕組み、市民参画で評価できるシステム、それをもちろん完成させなさいとは言いません。ただ、初歩段階であっても助走段階であってもいいから、少しでも変化したぞというようなもの、それが見えるような仕組みなり制度なりが入っていてしかるべきではないですかということ。その2点です。

議長 それではご説明をお願いします。

市村企画調整課  
長補佐

企画調整課の課長補佐の市村と申します。今のお尋ねで18年度から20年度でコンサルの支援でシステムができたのではないのかということでの、それと条例施行の絡みでのお話ですけども、18年度から、18年度は総合計画の策定をしながら、それで最初のペーパーでお示した全体像というものが18年度から最初から全部この段階をすべてやっていったのではなくて、18年度はまずメインが総合計画の計画づくりということで、その中で、口頭での説明となって申し訳ないんですけども、18年度何をやったかと申しますと、事務事業評価のやり方を学びましょうと。その1点だけ。評価の部分では、19年度に計画が策定されて、19年度から27年度が総合計画の期間でございますので、こちらにもありますように、初年度でありますので振り返りはまだできません。振り返りができますのは、総合計画初年度が終わりました平成20年度に入って初めて総合計画初年度の取り組み内容がどうであったかという部分が振り返りができますので、19年度の行政評価の研修をコンサルによってやったんですが、その時も事務事業評価の仕方を引き続き点検みたいなことやったんですが、もう一つ上の施策の部分で目標値は総合計画で定めておるんですが、実績はまだ出ておりませんので仮定の実績で、18年度の計画期間の前の年度の実績がどうであったかというのを仮のデータとして用いる形で、振り返りはこういう考え方でやるんですよ、施策レベルだとこういう考え方でやるんですよ、というのを19年度にそのやり方の部分まで広げました。そして20年度、昨年度初めて19年度、総合計画初年度の振り返りができる状態になりましたので、前年度研修で学んだ方法で施策の振り返りをやりながら、最後のほうでお示した、施策評価というのは31の施策個々にそれぞれを評価するのが施策評価ですけども、もう一つ上の段階の政策評価にな

りますと、各31の施策をどういうふうに強弱を付けて重点配分してくかというのが政策評価になるという考えですので、それをどうするかというのを20年度の秋口にこういう方法でやるんですよということで、段階を踏んで事務事業評価は18年度にやり方を学んで、19年度、施策、20年度は政策評価のやり方をやっていったという、順次拡大して、18年度から形が無かったものですから、要はフルコースでやるという全体の形になりますっていうのが、平成20年度の秋過ぎになってようやく一巡りしたということでしたので、おっしゃるとおり条例は20年の3月議会に出されて4月から施行されていますので、その1年では条例は施行されている状態でしたが、20年度の行政評価の導入も、あと今年やれば一回りするということでしたんで、まずはその部分を学んで、学ばないうちにどうのこうのというのはできない事ですので、まず一通りのサイクルを習得してから、で、それをそのままという事ではなくて、花巻市としてどういう評価をやるかというのを、そう意味では条例の施行時点でそういうことを加味すべきではないかというのをおっしゃるとおりなんですけど、ご質問への答えとすると、その時点で直ちに反映された20年の取り組みとなってたかというのと、その部分では残念ながらそういう形ではなくて、20年で一回りの行政評価のサイクルを学んだというところでございます。そして、じゃあ今、直ちにすべきではないかということでしたけれども、そのことはおっしゃるとおりなんですけど、先ほど係長の阿部も申しましたとおり、今フルバージョンのもののシステムを見た後に、花巻市としてはどういうやり方、あまりにも負担の多いやり方、評価のための評価であっては、それに職員が忙殺されるようでは、要は市民の皆さんのためにどういう事ができるかというところの部分もあると思いますので、あまりにも評価そのものに、評価のための評価に時間をかけ過ぎてもいけないだろうということで、そこをどうにかする方法を考えなければならぬ。併せて条例も施行されていますので遅まきながらその部分につきましても、どういう形で市民の皆さんに参画していただくかというところも検討に着手したところでございまして、丸山委員さんご指摘の部分については確かに遅れているということは私は否定はできない状況ではありますけれども、遅まきながらそういう部分の検討に入っているというのが実情でございます。

議長 はい。ありがとうございます。最初の2点についてはよろしいですか。

丸山委員 結論としては、今年度は新しい市民の仕組みは入らないだろうということですね。入るかもしれない。入りませんね、年度計画では。

市村企画調整課長補佐 理想であれば入れたい部分は、間に合えばという部分はあるんですが、そこが正直申しあげれば、システムにどういう形で入っていただくかが決まっておりますので、できれば部長以下、そういう形で入れたいというところがあり、諦めてはおりませんが、正直に申し上げれば今の時点では簡単ではないかと。スケジュール的にも。ただ、もう諦めたということではございません。ハッキリしたお答えじゃなくてすいませんけれども、そういうのが状況でございます。

丸山委員 わたし言ってるのは無理にどんどん新しいシステムを入れて、混乱させてくださいということ言ってるわけじゃなくて、例えば今でも社会教育委員会であったり、何とか委員会であったり、場合によったら地域コミュニティー会議であったり。あれ、みんな市民参加なんですよ。その一つの道具なんですよ。ですから、そういう整理をして欲しいんですね。一回。条例ができたから新しい何か突飛な世界一であるとか、日本一であるとか、新しい仕組みがすぐできるなんて思っていないわけで。ですが市民参加をして総合評価をするんですよということになった時に、少なくとも今ある市民参加、今やってるものがあるはずなんです。総合評価の中で。これとこれとこれは今

やっていますよって言ったら、それで十分じゃないですかって拍手がくるかもしれないですよ。私が言うと攻撃的に聞こえちゃうんだけど、新しいことをどんどんやってくださいじゃなくて、要するにシステム、仕組みの中で市民参画というのがどういところで行われてるかということを一整理してください。そして、可能な範囲で新しい制度を入れてください。ということなんで、何が何でも作り変えろとか壊せってことじゃありません。以上です。

議長 ありがとうございます。ほかの委員の皆さんいかがですか。今このシステムを作りながら、現在行われているものの、何か位置づけられるものがあれば位置づけながら、そういう目で見えていくということですね。

市村企画調整課  
長補佐 ただ今の丸山委員さんのご意見は大変貴重なご意見と思っております。なにも新しい組織を作らなくても既存でどういう市民協働をしているかという部分で、市民参画してる、どういう組織があるのか、そういうところを検証しながら併せて検討して参りたいと思っております。

議長 はい。ありがとうございます。ほかの委員さん方よろしいでしょうか。それでは今の二つ目の意見は。

丸山委員 それはいいです。それは是非大事なことなんで考慮してくださいということです。

議長 ありがとうございます。それでは現段階でこれからシステムの中で進めて行くときに、答申案の中に文言として具体的にこういう表現で入れていきたいと思います。があれば、ご意見を伺いたいと思います。

丸山委員 もし、皆さんがなければ。3分待ちます。

議長 それでは丸山委員。

丸山委員 せっかくこちらの委員会と事務局の間でやり取りがあったわけですが、その中で現在ある市民参画の手續きとか手法とか一度整理して、それを検証して、それから不足のものであれば、また、新しいものがあれば今年度付け加えていくんだということをおっしゃってたんで、是非、そういう事がここに入っていれば現段階ではいいのかなど。要するに単にここで、施策の評価で条例上こう書いてありますよじゃなくて、現在構築された評価システム、まず、それを検証すると、その検証の内容はその中に市民参画・住民参加、協働という概念の行為、評価システムが具体的にどういう形で入っているか。それが効力を奏しているか。それを評価すると。その上で、それはまた次の話だと思うんですけども、評価して新しいシステムを構築するということを是非入れていただければ、「行政さんこれからよろしくね」では済まない、もっと一緒に頑張らしましょうよということになると思うんですけども。という意見です。

議長 はい。ありがとうございます。ほかの委員さん方よろしいでしょうか。

平賀副委員長 今の意見で良く分かりました。賛成です。

議長 そうしますと、前回二つの意見をまとめたものを右にいただいておりますけども、丁度これをまとめたような形で、現状をきちっと評価して行く。それから改善できるものは改善していく。こういうことでまとめていきたいと思っております。ありがとうございます

いました。それでは、次に進みます。資料の9ページの6番の市民参画の運用の評価ということで、事前評価と事後評価について、これまでのご意見を三つの項目で分けていただいております。いわゆる評価主体、評価の対象、範囲、これが1点。それから評価の時期、これが2点目。3点目に評価の項目、基準ということで挙げておりますが目を通していただきたい。具体的に答申の中に盛り込む文言をご意見いただければと思います。運用の評価主体及び対象、範囲ということで、「市民参画の評価は市民がすべき」と「重要な計画等の手法の評価はこの委員会」という形で挙げられておりますが、ここに入れるご意見をお願いします。

藤井（公）委員 今日行政のほうからも現在やってる流れの説明があったんですが、先ほども話があったとおり、議事録にあるとおり、仕組みや評価を否定するのではなく、前進させる評価の方法で十分だということで、前回だいたい皆さんのご意見がまとまっていたような気がするんです。そのへんの文言は委員長なり事務局にお任せしていいのかなという意見です。

議 長 はい。ありがとうございます。ほかの委員さん方。

丸山委員 ちょっと勘違いされてるだろうと思うのは、この市民参画の運用の評価っていうのは参画システムの仕組みの運用の評価じゃないですか。行政評価の評価主体の話ですか。

議 長 ここは参画の運用についての評価です。

丸山委員 だから参画の我々が作ってきた仕組みの評価ですよ。要するに今、事務局が説明したのは政策全体の行政評価の話をしたわけで、その評価とこれは別の話ですよ。

議 長 先ほどの部分は終わり。ここは改めて参画のシステムについて。

丸山委員 ですよ。それを確認しておきたかったです。

議 長 先ほどの藤井委員さんからのお話がありましたけど、ほかにございませんか。

丸山委員 これは事務局さん、ずいぶんはしょったなって気がするんだけど、最初はいいですよ。運用の評価主体及び評価の対象。主体はあくまでも市民参画、ちょっと言葉がおかしいかなと思うんですが、市民参画の評価は、市民がする。ということですね。これはそのとおりでいいと思いますね。それから重要な計画等の手法、要するに市民参画が必要な計画などの手法の評価ということですね。意味はそういうことですね。問題は次で前回ずいぶん話題になったんだと思うんですけども、評価の時期というのが毎年度の事前評価と事後評価という、この毎年度という概念をもう少しクリアにできないんでしょうか。

議 長 ちょっと待ってくださいね。私はこの運用の評価主体及び評価の対象、範囲。ここを決めて次に行きたいと思えます。

丸山委員 分かりました。失礼しました。

議 長 よろしいですか。OKということで。次は運用の評価の時期ということで、いま毎年度の事前評価と事後評価ということで質問が出されましたが、具体的な時期的なも

のについては前にも話題になった部分であります、基本的な進め方として、この年度の事前評価というのはどういう時期なのか。

藤井(公)委員 政策も長期にわたるもの、事業も長期にわたるものがございますよね、やっぱり年度の、発生年度を基準として考えて、それで終わりじゃないですか。ずーっと続くものを、10年間かかる都市計画等、大きいものをやった時に毎年、毎年予算が付くわけですよね、その都度、毎年度やっていったら大変な話ですから、政策なり事業なりの発生年度を基準とするというのを毎年度という理解で私はよろしいかと思っております。

議長 ほかの委員さん方がいますか。

丸山委員 もし今の意見が通っちゃったら大変なんで反論しときます。これはあくまでも評価する対象は毎年ここで評価するわけですよ。要するに我々はその仕組みを作ったわけですから。この工事とこの事業とこの対象事業に関しては住民参加でやるんですよ。その為にはアンケートを取るんですよ。パブコメやりますよっていうのをここが決めるわけですから。という約束の仕組みの話ですから。それで今おっしゃったように3年間続く事業であれば、初年度の事業で評価しておけばいいというのは大きな間違いで、3年事業、5年事業であったって、そのプロセスごと、段階ごとでチェックすべきだと評価されれば、それはここが考えて、例えば3年計画の公園を作るとしても2年目に進捗状況の評価するとか3年目にはちゃんと総合的な反省・評価をするとか。それは毎年、どのプロジェクトのどの段階でどれを評価するかっていうのは、ここが毎年決めてくわけですから、今みたいな意見は私は通らないと思います。

藤井(公)委員 いま事前評価の話ですよ。例えばプランの段階というのは1回しかないと思うんです。3年計画でやっても。あとはD0の段階ですよ。大きな計画変更があれば、もう1度行政のほうだっってプランに戻ると思うんです。ですから今、私はプランの話をしてるんで、いま丸山さんおっしゃったのはD0の段階ですよ。実行計画。それは毎年、評価はあると思うんです。終われば事後評価があるわけですから。10年後に。という意味です。

議長 それでは共通理解して進めないといけないと思いますので。きっと丸山さんが言ってるのは大きい計画はもちろん最初はあるんだけど、年度ごとの段階を踏んだプランがあるだろうと。その中での評価をどうしていくかということではないですか。

丸山委員 はい。多分、食い違いがあったと思います。3年間で作る建物の計画の事前評価はたぶん最初にするでしょうと、それはそれでいいと思うんです。ただ、その事業に対する評価というのは毎年出てくる可能性がありますよと私は言いたかったです。

議長 ということで、いいですね。一致しましたね。新しい事業の場合はその発生年度でやっていくということなんですが、あとは各年度ごとのことで見ていくときに、いわゆる事前評価、あるいは事後評価というのはどのへんに位置付けられていくのか、あるいは具体的に出てくる中で事業ごとに時期の揺れはあると。ただその場合に我々としての何か留意事項等、きちっと、少なくともこういうことはよろしくお願ひしたいと言っておかなければならないというような視点からご意見を願ひします。

平賀副委員長 的外れかどうか分かりませんが、私は評価の時期というと、例えば春に評価を進めるときは5月か6月までには今年度のスタートのことを決めたいし、終わったなら速やかにしたいとかというふうに思いながら見ると、例えば9月頃からしか始められな

いことがあったら次年度しかできないのかなと思いつながら聞いてたんですが。だから、随時スタートする時の時期が違えば、時期ということで今こだわってたんですけども、随時やっていいとか、そういう事をここで決めるのかなとか思ってたんですけど。違いますでしょうか。春だけにはできない事もあるだろうから。何をここで決めようとしているのか、時期ということでちょっと引っ掛かってたんですけど。

議長

時期というのは季節でいう時期もあるでしょうし、月でいう時期もあるでしょうし、あるいは事業内容の状況によって判断する時期もあると思います。それで、どういう表記をしていけば仕組みとして運用されていくときに活かされていくか。ということで定めれば良いと思うんですけど。

丸山委員

皆さんなければ。今、平賀委員が言ったことは非常に的を射ているんです。この会議で私も何回か言ってきたことがあるんですけど、この仕組みというのはあくまでも仕組みですよ。こういう項目に関してこういう参画手法があるという。それをどうやって運用するかということが問題なわけで、今その話ですよ。それで運用計画っていうのを立てる必要があるんです。例えば公園を作るにしても、事業にしても、教育事業にしても、ある目的を持ってある計画を立てましたと。工事のほうが簡単だから工事で言いましょ。小さな公園を作ります。予算は計上しました。それで通りました。だからたぶん予算上は4月には決裁できてるはずですよ。議会を通んなきゃいけないから。だけどその事業の着工は9月からかもしれない。10月からかもしれない。6月からかもしれない。ひょっとしたら延び延びになっちゃって11月かもしれない。だけど、この事業計画自体は4月に立ててなきゃいけないはずなんですよ。予算が付いたから、この公園は6月から10月に作りますよという計画は行政が作らなきゃいけないはず。当然、行政はコンサルに頼むかもしれない。これは一応クエスチョンマークにしておきましょう。それで、その事業計画の中のどの段階に住民参画をさせるのか。という計画まで行政は立てなきゃいけないわけですよ。それで100人集まる公園ならいいけど、例えば1万人の公園であれば、これは当然住民参画の対象とするすれば、予算が付きました、設計に入ります。この計画の段階に住民参加、アンケート取りますよ。それから次には子供たち集めてワークショップしますよ。これは6月に開きますよ。それで詳細設計を9月に書きますよ。詳細設計ができれば工事が始まりますよ。工事の段階で子供たち集めて、バリアフリーであったり、そういう調査を楽しみながら決めましょや。という市民参加の手法を10月に採ります。それで12月に完成しました。良かったですね。という計画を行政が立てなきゃいけないんですよ。それでその計画に対して我々は、この事業であればこの市民参画の手法で十分だと。よしよしやりましょや。いやこれはちょっと過剰じゃないかというものもあるかもしれない。場合によったら、ここにこういうシステム、仕組みを入れてくれることが起こるかもしれない。ですから、今ここで議論してるのがちょっと無理なのは、事業計画、いわゆる進め方のプロセスであったり行程が出てきてないから議論ができないんだと思うんですね。だからここで書くとすれば、市民参画の対象となる事業に関しては十分な事業計画、行程計画を立てて、その中に市民参画の位置づけを明確にすると。それで、それをこの委員会に諮るという事しか今は書けないと思うんですね。それで、どんな事業が起こってどんな参画がありますかっていうのは多分5月とか6月に何らかの形で広報されると。ただその実施は6月かもしれない、10月かも知れないということだろうと思うんですよ。以上、意見として。

議長

ありがとうございました。ほかの委員さん方、ご意見いかがですか。

菊池委員

意見と言いますか、今の話、非常に具体的で分かり易くて確かにそのとおりだと思

います。今ここでは私も時期というのが同じくちょっと分からなくて。やはり工事や事業によって全然違うと思いますから、それに併せて適宜。今の話は分かり易いですし、それが本当だと思います。

議 長 はい。その事前の計画の中にきちんと市民参画をどういう形で位置づけるか。それも含めた計画を出していただくということですね。じゃあそこを皆さんに確認しておきたいと思います。それでは時期について、ほかによろしいですか。はい。それでは評価項目、あるいは評価の基準等についてご意見を伺いたいと思います。

藤井（公）委員 今までの資料を今日持ってこなくて大変失礼ですけども、前にあったんじゃないかなかったですか、他の市町村の事例が。それと今日も行政評価でこういう資料を出してまますよね。このへんは今ここで。

議 長 今日の資料の8ページで参画方法の事前公表ということで、内容、あるいは方法について具体的なものが挙がっておりますけど、当然こういうものが対象になると思いますが、そのほか是非付け加えたいこととか、こういうことを大事にしようということがあればお願いしたいんですが。

丸山委員 皆さんなければ、よろしいですか。この評価ってとっても難しいんですよ。行政批判めいて申し訳ないんですけども、いま作られているシステム、それからこれまでもいろんな地域協議会とか委員会に出てきて思うことは、ほとんど指標評価、指数評価ですね。例えば生涯学習だなんだのは、参加者が5000人あったのが5,200人になった。だから来年度は6,000人にするんだ。そうすると目標達成率が1.25だから大成功。という評価をされているというのがほとんどだと思う。だけど、私どもが地域で考えているのは、例えばいろんな講座がある。パソコン講座であったり料理講座であったり、例えば手芸講座であったとしても、いつまでもレベルが低いことやってるから、おばあちゃんたちも飽きちゃって「あんな事はもうワシら知ってるべ」って、行かなくなっちゃうと。パソコン講座もほとんどの人たちが家族の子供たちがマスターしてきたから無理して開かなくてもいいところがある。逆に地域によたらまだまだやらなければならないところもある。という具合に指標評価っていうのは本当に指標で表れるものだけ、例えば水道の普及率であったり道路の舗装率であったり、これは数値評価でもいいと思うんですが、例えば教育制度であったり、障がい者対策であったり、例えばこんな事があるかどうか分からないけれど、花巻で暮らして幸せかどうかみたいなのであったりするの数字では多分ないだろうと。何らかの形で記述をしてもらったり、アンケートをとるなり、それで私が一番大事だと思うのは各地域でそういった懇談会みたいなものをやるべきだと思うんですね。これは大変だと思うんですよ。だけど、よその例を取ると、ニセコ町などは一つのプロジェクトに関して年間300回の懇談会を開いたという事例も持ってますね。だから市当局、執行機関が大変だっていうことは分かるけれど、じゃあそういう意見交換会をNPOに委託してもいいわけだし、例えば障がい者関係の人たちの懇談会なら福祉協議会に委託してもいいんだし。すべてのことを行政がやらなければいけないという意味じゃなくて、それこそ協働をしながら数値的な指標だけではなくて、生の声、実際の声、それを聴くような評価の方法論。これを是非考えていただきたいんですよ。それで、実はその評価の仕方、今ここの委員会だけで話すじゃなくて、ここの人たちは相当知識が高いとしても、実際におじいちゃん、おばあちゃんたち、子供たち、それから障がい者の人達が意見を言いたい、感想を述べたいと言う時に、たぶん我々が網羅しているとは思えないんです。やっぱり地域、地域で総合評価なり、いろんなプロジェクトの評価なりをする。どうやったら私たちに評価できるか。じいちゃん、ば

あちやんたちがお茶飲みながら、たまに市長がお茶飲み話しますべって来てても、なかなかそこで本音は言えないわけで、やっぱり本当の巷の声を拾えるような評価の仕組みを行政が考える。ここだけで考えるんじゃないでなくて。正に市民全体でそれこそ半年かけてもいいと思うんですよ。1年かけてもいいと思うんです。じっくりその仕組みを考えてくと。とすれば、その仕組みづくり自体が、正に評価の方法論を生むことになるわけで、それが非常に正しいワークショップのやり方だと思うんですね。それから、この評価項目はそんなに慌てなくて、今はある程度設定しておいても、半年かけてでも1年かけてでも全市・全域的な議論の場所を作っていくって、具体的なものを選んでいっていただきたい。

議 長

はい。ありがとうございます。ほかの委員さん方がでしょうか。それでは今ありましたが、前の事前公表の項目等参考にしながら、それからこれまでのご意見等も参考にしながら、今、丸山委員から出たこういう作業そのものも参画・協働で進めて行きましょうと。こういうことだと思いますので、市民誰もが参画できるような形を限りなく追及していくと。こういう事を出発したい。基になる部分は今あるもので押さえて、あとはどんどん変えていくと。こういうことで進めて参りたいと思います。

丸山委員

1分よろしいですか。1分で済みます。いま私たち、制度とか仕組みとか行政さんとのやり取りをやっているけど、やればやるほど複雑になるのではないと思うんですよ。ちゃんとステップを踏んで、時間をかけて、市民の方々の声も聴きながらやったほうが早く進むんですね。それで、結果が皆さん納得してくれるから。自分たちで作ったんだから、まあ我慢するところは我慢すべえと次にはもっといい事ができるかもしれないという期待感もできるので、是非そういう、面倒くさそうに見えるけど遠回りしてでも広い範囲での意見集約の仕方をお願いします。以上です。

議 長

ありがとうございます。それでは答申案のまとめに向けて今まで皆さん方から色々ご意見をいただいて参りました。それから今、いわゆる参画・協働はあり方そのものも含めて市民みんなで進めていくのだというお話がありましたので、そういう形でまとめていきたいと思います。それでこれから、具体的に答申案を文章としてまとめていかなきゃならないと思うんですけど、具体的な文章の作成は事務局の力を借りて進めていくこととして、ちょっと皆さんに諮っておきたいんですが、これまで10回の委員会をとおして、たくさんの意見をいただきました。そのご意見を事務局のほうでまとめていただいて、標題を付けてきたわけですが、改めて最初のほうから目を通していただいて、現段階でこの表現はこうしようとか、あるいはここはちょっと足りないからもう少し付け加えようとか、そういうところがありましたらご意見をお願いしたいと思います。なお、諮問いただいた部分だけでなく、基本的な考え方とか大事にしたい事ということで前段のほうは諮問とはピタッと合わない部分ももちろんあるわけですが、ここはせっきゃく皆さんからいただいたご意見なので、このまま是非入れていきたいなというふうに考えてましたので、そのことも含めてお願いしたいと思います。

丸山委員

ランダムでいいんですか。これはどこかできちっと結論付けていかないといけないと思って、二、三回前にも一応話をしたんだけど、意見として残ってしまってるので確認しておきたいんだけど。6ページの5番目の審議会絡みなんですけど、「公募委員を増やし過半数に近づける努力が必要」これ私が言ったんで、それならいいんですけど。次に「専門的な知識等を生かすことと、公募委員を増やすことは相容れないものではないか」という意見とその下の「公募委員を過半数とすることは議決権の面から難しいと思う」ということ。この二つが残ってることが私はちょっと解せないんで

すよ。で、言われてる趣旨は分からないでもないんですね。例えば特殊な地域において公募委員増やしたら特殊な意見が出ちゃったとか。これはいろんな特殊性がありますから、特殊な学会においてある先生の学生がわーっと公募してきて、みんな占めちゃったから会議が壊れちゃったとかいうことはあると思うんですけど、いわゆる一般的な市が運営する委員会とか審議会において、そういう特殊な人たちだけが集まってくるということを私は予期する必要は無いと思うんですよ。だからこの表現はその公募委員を増やすのはいいよと、だけど増やした場合こういう危険性があるよという事を述べてるわけで、私はこの危険性っていうものは入れないでいただきたいんですね。逆に公募委員が入ったほうが経験上は積極的な会議が進んでるような気がします。以上です。

佐藤（芳）委員 今の意見に私も賛成です。この委員会は市民の意見をどのように聞こうかというための委員会であるわけなので、この委員会であるべく市民の意見を聞かないようにしようという意見というのは委員会としたらおかしい意見ではないかと思います。

平賀副委員長 公募委員が必ず市民の意見を言うというような感じでちょっと聞こえたんですが、それは違うと思うんですね。それぞれの、私なら私の立場で言えば、たくさんの女性たちの意見として、いろんな意味で言える立場にあるっていうのも大きな市民の意見を言えるチャンスだと思ってます。だから公募委員イコール市民の意見という今のお話はちょっと違うと。公募委員ももちろんいいと思います。でも、もっと何百人、何千人の組織の中の代表も入るということも、もっと多くの市民の意見を言えるということに私は言えると思います。だから、公募委員イコール市民の意見というのはちょっと間違いじゃないかなと思います。

丸山委員 今の平賀委員の意見は非常におかしい。佐藤委員はそんなこと一言も言ってませんよ。多くの市民の声を聞くために公募委員を増やせばいいのじゃないかと言ってるだけで。公募委員だけで構成しろとか団体の方を排除しろなんて一言も言ってないですよ。現実にも前回もお話しましたが、今の総合計画を評価する委員会は公募委員ゼロだという実態があったわけですよ。そうすると市民は一体どこで声を出せばいいのということなんですよね。せめてそこに3人くらい居なければおかしいですよ。今の時代。首捻ってらっしゃいますけどね。これは世の通説としましょう。世界中、先進国及び日本でも新しい地域づくりをやってるところは公募委員を過半数に近づけましょうっていうのが基本的なこれからの方向性ですよ。それで私も繰り返しますが、ある委員会の特殊性によりますよ。例えば花巻市総合医療計画推進委員会というのをやった場合にはお医者さんが3割、看護婦さんも入れて、婦人団体も入れて、障がい者も入れて、子供会も入れて、それから公募委員が3人でもいいかもしれないですよ。それからある建物、建設事業審議会であれば建築家を5人、行政マンを3人、それから各地域の代表を一人ずつ、それから公募委員を3人でもいいかもしれません。だけど今みたいに市民参画の仕組みを作りますよとか新しいこれからの市民との協働の体制を考えましょうという委員会の場合には、やっぱり団体の方っていうのはある団体の特殊性とか個性は出されて勿論いいわけだし、ある地域の、あるカテゴリーの人達の意見を代表してきて勿論構わないし、とにかく出てこないとおかしいわけで、だけど一人ひとりが点で生きている市民は、やはりこういう場で意見を言う場合には市民として、一市民としてですよ。市民代表じゃないですよ。あくまでも。一市民として参画できるチャンスが増えるというのが、これからの市民参画の行政のありかただろうと思います。だから、私の言ってるのは何が何でも全ての委員会を半分にしなさいじゃない。これはあくまでも言うておきます。増やす努力をしてください。少なくとも今以上に。ということです。それと絶対省いて欲しくないのが下の三つにある審

査基準をはっきりしてください。公募委員もそうです。団体の方もそうです。有識者って方もそうです。これ私のいろんな経験上。まあ、もう喧嘩はしたくないんで汚い言葉は使いませんけれど、ほんとに団体を代表して来てる方も、こちらにいらっしゃるような方はしっかり発言もされてるんで団体を代表して来ているんだと思うんだけど。まあ、しょうがないから誰か行って来いって言われて来てる、重要な会議をたくさん経験しています。それからいわゆる有識者といわれる方でも、果たしてほんとの専門分野の方なのかということもいっぱい経験してるし。やはり、この委員会にはこの条件のこういう人達を選定しましたと。だから、この団体の人達を呼びました。だからこういう有識者を呼びました。ですからこの委員会では公募が10人ありましたが、その3人の中はこういう条件でその3人を選びましたということ、これは公開するのが原則だと思うんですよ。だから下の四つは是非残しておいて欲しい。だから、ここでいう疑問は2番目と3番目、これに関して私はクエスチョンマークだし、これは載せるべきではないというのが私の意見です。要するに委員会の意見としてこれは出てくわけですから。

議長 ほか意見ありませんか。

赤津委員 要するに、はずせという意味なんですか。ここは7回るとき議論があったような気がするんですが、いわゆる委員会の主な意見ということで、これも一つの委員会の中の主張だったと思うんです。こういったことがあって、しかも一番上の近づけるといところで妥協というか、じゃあどういう中身なんですかという事ですね、結論的には一番上の近づける努力をする必要があるといったところに結論がいったような気がするんですよ。だとすれば、これは一応意見として残しておいていいんじゃないかと。下のほうもですね裏腹あるはずなんです。これは残しておけ。だってそうじゃないというのもあるかもしれない。そんな感じがします。したがって方向とすれば確認しておきたいのは結局、公募については過半数に近づける努力をするんだと。こういうことで一応方向はみんなて了解したんだと、7回でそういう感じで思っていました。

藤井(公)委員 委員長、つまりね、今、委員長がこれに対して更に何かご意見という話でしたよね。私は10回やってきて、それがあ程度みなさんで何回も目を通してはいるはずの中身ですから、本来は補強意見なんですよ。後は、こういう補強意見だったらどうですかという事でないで10回の議論のどこからまた欠けちゃうから、やっぱり補強意見という事で集約していく必要があると思います。

議長 ちょっと待ってください。これまでいろいろ進めてくる途中で対立している部分を一つにまとめてとか、いろいろお話ありましたけど、私の基本的な考え方はとにかくちょっとでも気になる部分があれば、とにかく出してそれをうまく整理して、それができるだけこれから後の事に生かされていくということがいいだろうと思って進めてきているところですので、途中の段階で最終的にもう一回ざっと通して見ていきますからその時に意見があったらどうぞ、というふうに言ってきましたので、それで今伺っています。それでお願いなんですけど、意見はいろいろ出ていいと。当然ですが、それを踏まえて左側の形で答申の案ということで文章整理しているわけですが、今のご意見について、いわゆる審議会等の運用の部分、⑤の運用の部分ですが「審議会等の委員公募の割合はその審議会の目的、性格による」と、つまり今出ている意見を十分に生かしながら、この審議会の場合はこういう目的があって是非こういう委員を、あるいは公募を増やさなければならぬとか、いろいろそこで議論されるべきだと思うんですよ。そういう意味で、いま意見あったこともまとめて、ここの表現にあと何を加えればいいのか。そういう柔軟な対応をする為にですね。あるいはこの文章はそ

ういう事をもう含めて、我々として受け止めていくのだということになるのかと。そこに絞って意見を伺いたいと思います。

丸山委員 赤津さんのご意見に私も8割、9割賛成で、そういう趣旨でずっと見てたんですよ。それで、そういう趣旨であれば、この6ページの一番上に全部ポツ（・）で併記しただけですよ。この間の参画手法と一緒に1、2、3、4、5があって、あと全部その他だぞというのと同じ扱いなんで、たぶん多くの方は公募委員を増やす努力はするという方向性は認識していらっしゃると思うんですよ。ですから私の望みは運用のほうに審議会等の委員公募の割合はその審議会の目的、性格によると、それで公募委員を増やしていく努力をするというものが入っていれば私は問題ないと。というのは危険だと思うのは、この⑤ですね、審議会その他の附属機関における委員の公募の中の説明の中に、近年、審議会等における審議の活性化を図るため、委員を公募する例が増えているって書いてあるんですよ。これは例が増えているどころか増やす所が王道になりつつあるわけで、この解釈自体がもう既に古いと思うんですよ。それで、この時点で必要によって公募を考えますよっていうのだと、私の期待感からすればあまり変化しないだろうと思うので、運用の中にやはり増えていくと、増えていく可能性がある、増やす可能性があるという言葉は是非入れておいて欲しいんです。もちろんこれはさっきから言っているように、すべての委員会を半分以上にのさばりという事ではない。これは何度も何度も声を大にして言います。それで、もっと言えば、審議委員会の委員自体、私たちの議論の中からすれば、ここの審査にかかるはずですよ。市民参画の手法として審議会が入ってる場合には、この審議会にはこういう委員で構成しますよということがこの委員会にかかるわけだから。そこでも土俵に乗ると思うので。そこまで明記していただければ私は十分だと思います。

議長 審議会等の委員公募の割合はその審議会の目的、性格によるが、何と付け加えるのか。

丸山委員 例えば、性格により委員を構成するが、公募委員を増やす努力をする的な言葉だと思うんですよ。

佐藤（芳）委員 あと、運用の中には意見の中の下から3番目と1番下の公募の審査基準を明確にして、選考理由を明らかにするといったような文言は是非必要ではないかと思います。募集要件を明確にするっていうのは、例えば募集する際にこれはこういう委員会議ですよというふうに募集をして、そうすると訳の分からない人が応募してこないということだと思うんですけど。

議長 つまり、ここの運用の文章を基にして具体的にどう表現するのがいいか。ちょっと確定したいんですけど。

佐藤（芳）委員 公募の審査基準を明確にし、選考理由を明らかにする。

丸山委員 実は昨日、我々市民有志20人くらい集まって、花巻市まちづくりを考える会という会を開いたんです。これはあくまでも個人的な仲間との集まりで、その中で事例として挙げますと、この委員会自体に障がい者を入れるという規定があったらいいですね。公募委員の中に。内部規定に。私たちには公開されてません。その規定は。だけど応募された方が入られていないんです。それでその方だけじゃなくて、我々公募委員の中には障がい者は入っていない。そういうことなんで、この委員会自体が裏で良く分からないわけです。僕らからすれば。行政ははっきりしてるよって言うのかも

しれないけれど。ですけどやはりこういう委員会の場合にこういう条件でこういう人  
たちを募集するから、尚且つその結果によってこういう人を選びましたというのを公  
にするのは正に最低ルールじゃないかと私も思ってます。付け加えますと、やっぱり  
傍聴した人たちですとか議事録を読んでも方々の中から、委員会、もっとしっかり運  
営してくださいという意見をもらったことを付け加えておきます。

藤井（公）委員 公募委員の中に障がい者がいないということですか。

丸山委員 要するに規定の中に障がい者を参画させるという規定が、内部規定があったと。こ  
れは私見てませんよ。それでそういう障がい者の方が応募したんだけど、その方は  
選ばれなかったと。

藤井（公）委員 私、選ばれましたよ。

丸山委員 障がい者でいらっしゃるんですか。

藤井（公）委員 手帳を持っています。

丸山委員 それは失礼しました。組織の代表の方かと思ったので。

藤井（公）委員 私あくまでも公募委員ということで紹介されていますが。

丸山委員 私は昨日の自分達の集まりで出た意見を紹介しただけで。

藤井（公）委員 それでは直しておいてください。

丸山委員 そういう事であれば今のは撤回してください。

藤井（公）委員 たまたま公募した藤井は障がい者とは書いてませんよ。書いてません。結果として  
選ばれただけです。それは。ただ、藤井公博という名前で障がい者だという事は行政  
は知ってるはずですよ。

丸山委員 これは難しい。これは今わたし保留にします。この判断は難し過ぎます。というの  
は両方トリックになっちゃってるから。話が。種あかしは止めましょう。

議 長 それでは今いろいろご意見をいただいていますので、それを含めて次回、文章表現に  
して、最終的に皆さんに確認をお願いしたいと思います。それではほかの部分お願い  
します。

佐藤（芳）委員 どこでもいいんですか。

議 長 ではまず、順序を追っていきますか。

佐藤（芳）委員 順番にちょっと追っていけないんですが。

議 長 そう思います。飛んでもいいことにします。

佐藤（芳）委員 私は前回、前々回、その前も何回か同じことを言っているんですけども。市民参

画する事業の内容について、区分の中ですべてを出してもらって市民参画にかけない理由を付けていただきたいという意見を出しているんですけども、それがいろんな部分に跨っているんで、どこに入れていただくのか分かりませんが、例えば8ページの参画の仕組みのところ、事前公表の段階で全事業を出していただいた中で、事前公表する内容はこういうものなんですけども、その中で例えば実施しない理由、実施しない事業も一緒に挙げてもらって実施しない理由を付けていただきたい。こういう意見を言っているんですけども、是非それを答申案の中に入れていただきたいと思うんです。正確には今の意見がどの部分に入ったらいいのか私も良く分からないんですけども。例えば今の部分で一箇所入れればいいと思いますけれども。

議 長 これまでの中で、資料として、これは該当とか該当しないとか一覧表みたいなものが出てますけれども、ああいう形のをイメージしてるのですか。

佐藤（芳）委員 そういうのもいいですし、前回、よその何とか町の事例で事前公表の内容が○を付けるようになってましたよね。マトリックスになって。その中に一行加えて実施しないというところに○を付けて、理由とあってね、書いてもらえばいいと思うんです。これは市役所の各部署で事業を計画するんでしょうけれども、その時に各部署でこれは市民参画しなければいけないとか、する必要はないとか、必ず各部署で話し合いを持っていただければ困るわけなんです。それを我々監督しなきゃいけないと思うんですけど、その時に実施しない理由がこうだったって言うていただく理由がないといけません。

議 長 例えば、かなりの膨大な量という話が出てましたが、理由の部分を下に箇条書きして、例えばABCとか書いておいて、例えばこれを実施しない場合は理由はB、みたいにやるといいます。

佐藤（芳）委員 技術的にはしかたがないと思いますけど…

議 長 たぶん一覧の中に文章で理由を書くのは大変だと思いますけど。

佐藤（芳）委員 そういう形でもいいと思います。ただ、何か絶対そういう事をしておかないと、逆に、この委員会として、これはなんで市民参画させなかったんだっていう、取り上げる事すらできなくなりますよね。

議 長 はい。ほかの委員さんいかがでしょうか。今の佐藤委員さんの意見。じゃあ事務局のほうでそういう工夫、というよりここに書くかどうかだね。今の佐藤委員さんの意見は。全部を対象にするというのは今までも課題にしていますよね。

佐藤（芳）委員 ただ、骨子案にはそういうのは無いですよ。私の意見としてこっちには何回も出ているんですけども骨子案の中にはそれが一つもどこにも出てこないんですよ。文章として。

議 長 例えば6として、参画の対象としない場合はその理由を明記するというようなことだね。

佐藤（芳）委員 具体的にどういう理由があるかわかりませんから、分からないですけども、例えばA、B、C、D、Eとかあってその他、その他だったらその理由は何か書くとかね。

丸山委員 今、佐藤（芳）委員がおっしゃったことが、実はここで考えてたことなわけですよ。要するに参画対象が何だという一番最初の6回くらいの会議、重要な条例、市民に負荷をかける条例、重要な施設、四つ五つ決めたのが正にそれで、それをとったやつが我々の委員会に仕組みとして上程されてくると。佐藤委員おっしゃてるのはそれを抽出する基のデータも私たちにを見せてくださいってことなわけ、そのやり方は行政サイドにお任せしていいと思うんですよ。ただ、取捨選択の条件はここでの仕組み、重要条例、重要課題、重要云々というものを基準に当然しているわけだけ。あとその他ですね。それでそれをやらないと何を重要課題に挙げるかってことが、すべての行政部門で成り立たないはずなんです。それはもうゼロ予算から1億の予算まで。ゼロ予算なんてものは理由もへったくれも無いわけで、予算がないからこれはもうネグレクト、これは100万だからネグレクト、これは1地区の下水処理だからネグレクトって判断はすごく簡単だと思うんですよ。それを判断すること自体は。そんな時間かかんないですよ。ただそのバックデータをこちらに見せてくださいということなわけ。だから新たに作るかどうかってことじゃなくて行政さんが当然やるべき仕事。それをもしやらないで、ある事業がここに挙がってきてたら、それは何も検討しないで勘だけできちゃったってことだから、そうじゃなくてどういうデータを基にこのAというプロジェクトを参画対象にしたのかという根拠を知りたいだけなんです。それで、それは当然、行政では作ってるはずだから、作らないとできませんよ。その公開の仕方は、また、いい方法を考えてくださいってだけだと思うんですよ。

議長 いわゆる事前公表の内容という事で取り上げるのか、データを求められた時は必ず出せるようにちゃんと作っておいてくださいということにするのか。

藤井（公）委員 改めて作るんじゃなく、結局行政サイドですべて持ってる、A4判だろうがA3判だろうが、縦軸、横軸、いろんな部門によって違うかもしれないけれども、行政の仕事の一覧表はあると思いますから、そのコピーでいいと思うんです。改めて作る必要はない。

議長 事前公表の1から5のほかに6として付け加えるかどうか。

佐藤（芳）委員 ただこれが、もし行政が新たに作らなければならない資料なんですなんて言い出した日にはこれは明らかに条例違反なんです。ここのまちづくり条例の中にあることに違反してるということになるので、是非これは入れていただきたいと思います。

議長 言葉として入れると。

佐藤（芳）委員 言葉として入れて実行していただきたい。

議長 何か今、具体的な言葉。

佐藤（藤）委員 佐藤委員さんにですけど、その資料は選定をするこの場に出すのか、市民の皆さんに全部公表するということなのか。

佐藤（芳）委員 私のイメージはとりあえず、監督、監視するこの委員会にまず出してもらわなきゃいけないと思います。

佐藤（藤）委員 であればですけど、であれば答申もこことは別に、この委員会にはその資料は必ず

提出して欲しいって入れれば済むのかなと思います。市民の方々に全部公表するってなれば、こっちの中身にいれなければならないのかなと思いますが。審議会であればそういう答申をしていいのかなと思いました。

丸山委員　　お二方の意見を聞いて思ったんですが、バックデータはこの委員会だけでいいと思うんですね。だけど、それは有るってことを確認したいから、ここの骨子の中にまず入れておきたいなど。それで、例えば2年も3年もずっとちゃんとしたのが出てきたとすれば我々も安心するわけだし、いま佐藤さんがおっしゃたように次の次の委員会を出してくれって言ったら、「いや、無いんです」とか「いま作ってます」とかになっちゃったとすれば、これはとんでもない事だと思うんで。初期の段階とすれば、ここに、要は事前公表のバックデータ、根拠となるものを委員会に提示するってだけでいいのかなと思うんですけど。そのやり方、手法はお任せするということで。

議　　長　　というふうな明記をするということですね。

丸山委員　　はい。

赤津委員　　私は意見なんですが、そこまで必要ないんじゃないかと。明記までは。そういうルールがあればいいのかなという気がするんですよ。それでこの委員会の議論もですね、例えば2ページのところに、一番下のこの意味ですよ。意見のほうで「参画の適用対象外としたものを含め、全てを対象としてうえで議論する」と。これはですね、整理なんですけれど、実は諮問事項の前の段階の議論をしておいたわけですよ。ですから、それはそれでいいんですけど、今回改めて、そうなんだけども入れろというようなことであれば、この委員会の議論の流れから言えば、これ以外のものもあるんじゃないかなと。条件と言いますか、こういうものを出してくれとか。この委員会を上手く運営していくための資料ということであれば、あえてそこまで書かなくてもいいんじゃないかなと。これを書くことによって次の問題、いろんな事がでてくるのかもしれない。そのへんは今ちょっと判断つきませんのでね。という感じがいたします。

議　　長　　いかがでしょうか。いわゆる公表の内容として改めて項目は設けなくて、ただ、求めに応じてそういう資料は直ぐ出せるようにしていただくということで。

丸山委員　　今のは委員長が佐藤さんに協力を求めているんですか。

議　　長　　いかがでしょうか。後は結論はみなさんで。

丸山委員　　要するに今出ている意見は佐藤さんに私も賛成して、両佐藤さんに賛成して3人の意見はこの中に明記したほうがいいんじゃないのという意見ですよ。それで赤津さんが、まあそこまですることはないんじゃないのという意見ですよ。それで今度こっち向かれてそれじゃあどうですかって言われたら、とんでもない、反対ですよ。今の会議の進め方じゃあ言いようがないんですよ。委員長はそういう気持ちでいるっていいことですか。

議　　長　　結局、話の中身がいわゆるそういう資料を整えておくことは当然だと。そういうのが無いと言ったら、その時点で条例に違反しているんだと。ここまで話が理解できているのであれば、これは当然のごとく、いつでもそういう資料が出せるようにしておいてもらおうと。これは一般市民だって同じだと思う。この委員会だけじゃなくてね。予め市民には提示しないけど、市民が「いったいどうなってるんだ。見たいよ」と言

った時には見れるようにしておくとか。そういうことになるんじゃないかと。いかがですか。

佐藤（藤）委員　　ではなくて、求めに応じてではなくて、どれを参画にするんだという時から全部出して欲しいというのが佐藤さんの意見なんですよ。この委員会として出して欲しいという意見なんで、やっぱり入れておくべきじゃないのかなと思います。求めに応じるという事じゃなくて、もう最初からこれは省いた、これは載せたという全部の資料をここに出して欲しいと言うのが佐藤さんの意見なので。入れたほうがいいんじゃないかなと。

佐藤（芳）委員　　やっぱり事業の中でこっちは参画したし、こっちは参画しなかったしといったときに一つのペーパーにまとまっていれば、これはこういう基準でこっちが上でこっちが下でということになる。やっぱり比べるものであれば、参画したもの、参画しなかったもの両方全部載っていて比べようがあるのであって、やっぱり全部載ってたほうが良いと思うんで、やはり文言を入れていただきたいと思います。

議　　長　　　　　　はい。いかがですか。文言を入れると。

高橋委員　　　　　　私もそうだと思います。挙げるか挙げないかという中で比較対照するものがあるって、やっぱりこれは十分ですよ。逆に無いかもしれませんが挙がってきた中でこれまではいいなというのものもあるかもしれません。逆にこれはいいよと思っていても実際にあるかもしれません。というところですから、このへんの部分はこの場で皆さん方に目を通していただいて確認をしていただくということが必要ではないかと。これをやっていかないと今度は逆にこちらが評価される場面になって、そういうのがあったんですかと言われた時に、逆にしませんでしたというのであれば市民参画にならないのかという感じがします。

議　　長　　　　　　それでは項目の6として、参画対象とならない・・・

丸山委員　　　　　　意見ですけど6じゃなくて黒四角（■）でいいんじゃないですか。事前公表のときに参画対象とした根拠を委員会に提示するっていうことで、6番じゃなくて黒四角（■）、要するに事前公表というのと同列の扱い。

議　　長　　　　　　一番下に。

丸山委員　　　　　　補足だから下でもいいと思いますよ。

議　　長　　　　　　下の段に。文言を考えて入れると。ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

丸山委員　　　　　　時間ですので一言。半年近くやってきたことなんですけど、一番大事なことなんで、これからのスケジュールを聞きたいんですよ。要するに答申が次回決定するかもしれない。答申が出た段階で、要するに仕組みを作るって言うたわけで、この仕組みってのを完成させるのはまず行政が叩き台をつくるわけですか。その期間がどれくらいかかるのか。それでその叩き台ができて、じゃあ次にこの委員会に最終案を諮って決定するのか。そのスケジュールとプログラム。これを是非。

土田委員　　　　　　すみません次回にまわしてもらえませんか。時間ですのでお願いします。

議 長 予定された時間で進んできましたので、皆さんいろいろ予定が入っているかと思  
いますので、とにかく今までの分を左側の形でまず、まとめてもらおうと。

丸山委員 じゃあ次回プログラムもお願いしますと。スケジュールと。

議 長 それを次回諮るといふことと今後の予定について聞かせていただくと。それで次回  
ですが7月3日金曜日ということをお願いします。ありがとうございます。今日の会  
はこれで終わります。

(午後3時30分 散会)